

新MICE施設機能詳細検討業務

公募型プロポーザル提案説明書

1 業務名

新MICE施設機能詳細検討業務

2 業務の目的

札幌市では、地域経済の活性化や市内の学術レベルの向上、都市の国際的なブランド力向上に繋がる「MICE」の誘致力を強化するため、平成30年3月に「(仮称)新MICE施設整備基本計画(案)」を公表し、パブリックコメントを実施したところである。

本業務は、上記計画に基づき、運営側及び利用者側にとって、より使いやすい施設となるよう、設計を監修するとともに、施設の稼働目標を達成するために必要な利用目的に合った設備や備品等の検討を行うものである。

3 業務委託期間

業務委託期間は、契約締結日から平成31年3月29日までとする。

4 予算規模

本業務の上限は11,000千円(消費税及び地方消費税を含む)とする。

5 業務内容

業務内容については、別紙仕様書のとおり。

なお、仕様書の内容は現時点で予定であり、今後、提案内容や協議により変更する可能性がある。

6 企画提案を求める事項

業務内容を実施するにあたっての具体的な企画提案を行うこと。企画提案では特に下記の事項について明らかにすること。

(1) MICE施設に関する課題及び対応策

- ・提案者の施設運営に関する知見
- ・施設運営にあたっての設計上で重視する点や課題とその対応策

(2) 施設の仕様や各種計画に対する監修の手法

- ・提案者が現に有する情報やネットワークの内容及びその活用方法
- ・新MICE施設の想定利用者の意見収集について、その収集先及び収集方法
- ・収集した意見に基づく分析の方法と結論の導出方法

(3) 設計者への伝達・折衝方法

- ・業務を進めるにあたり、設計者とどの様に情報共有をはかるか。
- ・設計者に対し、要求事項をどのように伝達・折衝するか。

(4) 業務の執行体制及びスケジュール

- ・本業務を執行するにあたっての執行体制及びスケジュール

- (5) 過去の実績
 - ・本業務と類似した過去の業務実績
 - ・類似施設の管理、運営の実績
- (6) その他独自提案
 - ・本業務の履行にあたり、その他の提案事項等があれば追加すること。

7 参加資格

参加者は次の要件をすべて満たすこと。

ただし、下記(5)の要件を満たしていない場合であっても、その他の要件を満たしている場合は、下表に定める必要書面を参加申込書と同時に提出を行うことで、参加の申し込みを行うことができる。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であり、かつその者を代理人、支配人、その他の使用人として使用する者でないこと。
- (2) 会社更生法による更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法による再生手続開始の申立てがなされている者（手続開始の決定後の者は除く）等経営状態が著しく不健全な者でないこと。
- (3) 札幌市競争入札参加停止等措置要領に基づく参加停止措置を受けている期間中でないこと。
- (4) 事業協同組合等の組合がこの入札に参加する場合は、当該組合等の構成員が、構成員単独での入札参加を希望していないこと。
- (5) 平成30～32年度札幌市競争入札参加資格者名簿（物品・役務）において、大分類「役務（一般サービス業）」、中分類「情報サービス，研究・調査企画サービス業」に登録されていること。
- (6) 過去5年間（平成25年度以降）に、国際会議協会（ICCA）統計^{※1}、又は、日本政府環境局（JNT0）統計^{※2}の基準を満たす国際会議の元請として、運営実績が10件以上あること。
- (7) 市区町村税、消費税・地方消費税を滞納している者でないこと。
- (8) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団その他の反社会的団体である者又はそれらの構成員が行う活動への関与が認められる者でないこと。

※1 国際会議協会（ICCA）統計…①国際機関・国際団体（各国支部を含む）又は国家機関・国内団体が主催し、②参加者総数が50名以上で、③定期的に行われ、④3か国以上での会議持ち回りがある会議の統計。

※2 日本政府環境局（JNT0）統計…①国際機関・国際団体（各国支部を含む）又は国家機関・国内団体が主催し、②参加者総数が50名以上、③日本を含む3か国以上が参加し、④開催期間が1日以上ある会議の統計。

<札幌市の競争入札資格者名簿に登録されていないものが提出する書面>

提出書面	備考
ア 申出書	(様式1)
イ 登記事項証明書	※登記は現在事項証明または全部事項証明(写し可) ※参加申込書の提出日から3か月前の日以降に発行されたもの
ウ 財務諸表(直前2期分)	貸借対照表、損益計算書
エ 納税証明書 (市区町村税)	※本店(契約権限を委任する場合は受任先)の所在地の市区町村が発行するもの(写し可) ※参加申込書の提出日から3か月前の日以降に発行されたもの
オ 納税証明書 (消費税・地方消費税)	※未納がない旨の証明書(その3の3)(写し可) ※参加申込書の提出日から3か月前の日以降に発行されたもの

8 参加手続きのスケジュール

企画提案の公募開始	平成30年4月27日(金)
質問書の提出期限	平成30年5月14日(月) 12時00分必着
質問書に対する回答	平成30年5月17日(木)【予定】
企画提案書等の提出期限	平成30年5月24日(木) 15時00分必着
参加資格の確認及一次審査(書類審査)	平成30年5月25日(金)【予定】
選定委員会(プレゼンテーション)	平成30年5月下旬
提案事業者への選定結果の通知	平成30年6月上旬
契約締結	平成30年6月上旬

9 提出書類

(1) 企画提案書等の提出

下記の提出書類について、企画提案書等提出期限(平成30年5月24日(木)15時00分必着)までに持参または郵送(書留郵便等配達状況を確認できるものに限る)により提出してください。なお、電子メール、FAXでは受付いたしません。

ア 参加申込書(様式2)	1部
イ 上記7(6)における実績のわかる資料(A4版。様式なし)	12部
ウ 上記7(5)の要件を満たさない場合は、上記7で定める必要書類	1部
エ 企画提案書(様式自由、A3横、片面印刷、3枚以内)及び参考見積書(様式自由、A4縦、両面印刷)	
(ア) 表紙に提案者の団体名称を記載したもの	3部
(イ) 提案者の団体名称が記載されていないもの	12部
(ウ) 上記ア及びイのPDFデータ(CD又はDVD)	1部

(2) 留意事項

- ア 申込書類に虚偽があった場合は失格とする。
- イ 提出された書類については返却しない。
- ウ 審査の公正を期するため、企画提案書には、会社名、住所、ロゴマークなどプロポーザル参加者を特定できる表示を付さないこと。

(3) 質問の受付及び回答

企画提案を行うにあたり質問がある場合は、質問受け付け期間内に、所定の書面（様式3）に要旨を簡潔にまとめ、電子メールで送信するものとする。なお、電話等口頭による質問は、原則受け付けませんのでご注意ください。

ア 質問受付期限

平成30年5月14日(月) 12時00分まで

イ 質問に対する回答

質問を受けた場合は質問者に平成30年5月17日(木)【予定】までに回答するとともに、企画提案を募集する上で広く周知すべきと判断されるものについては、質問の内容を札幌市ホームページで公表する。

ウ 送付先電子メールアドレス

kanko@city.sapporo.jp

※ メールタイトルは「(団体名)【新MICE施設機能詳細検討業務】質問書」とする。

10 契約候補者の選定方法

本プロポーザルにおいて、企画提案の内容は、「新MICE施設機能詳細検討業務企画競争実施委員会」（以下「実施委員会」という。）を設置して評価する。

評価及び契約候補者の選定は、実施委員会が企画提案者に対するヒアリングを行い、最も高い評価を得た提案者を選定し、もって契約候補者とする。

ただし、審査の結果、企画提案者全てが最低基準点（総評価点の6割）に達しない場合、優先交渉団体を決せず、再度提案を募集することがある。

(1) 参加資格の審査及び結果の通知

「7 参加資格」に基づき審査を行い、参加団体に通知する。

(2) 評価の基準

評価項目	評価内容	配点
MICE施設に関する課題整理 〈6-(1) 関係〉	<ul style="list-style-type: none">提案者の経験を踏まえ、MICE施設を運営するにあたり、重視する点や課題となる事例及びその対応策が新MICE施設に活用できる内容か。また、その内容が実例を踏まえたものであり、且つ、その着眼点は妥当か。	20
施設の仕様や各種計画に対する監修の手法 〈6-(2) 関係〉	<ul style="list-style-type: none">MICE施設の利用想定について、会議やイベント、展示会やコンサート等、催事ごとの開催実態に関する知識やそれに基づく分析能力があるか。MICE施設の利用実態やその使い勝手などに関して、施設利用者側の視点で施設の設計や仕様等を監修するために十分な情報やネットワークを有しているか。また、その情報等の活用方法が適切で効果的なものか。収集及び分析した情報を当該業務の成果に結びつけるためのノウハウや知見を有しているか。また、その手法が適切か。	20

設計者への伝達・折衝方法 〈6-(3) 関係〉	・提案者の経験を踏まえ、設計者との情報共有、伝達・折衝は有効な方法となっているか。	20
業務の執行体制及びスケジュール 〈6-(4) 関係〉	・業務を遂行するための適切な業務体制及び人員確保がなされ、確実に遂行し得るスケジュールになっているか。	10
過去の実績 〈6-(5) 関係〉	・業務実施において必要な実績を有しているか、又は、類似業務の実績はあるか。 ・国又は地方自治体が所有する類似施設の管理・運営の実績はあるか。	20
その他 〈6-(6) 関係〉	・6-(1)～(5)に係る提案以外で独自提案がなされており、その内容が画期的・特徴的であるか。又は全体を通して、秀逸な点はあるか。	10

(3) 実施委員会によるヒアリングの実施

別に期日を定め、企画提案者によるプレゼンテーション及び評価委員からのヒアリングを行い、契約候補者を選定する。ヒアリングの実施にあたっては、次のとおり行うものとする。

ア 企画提案者側の出席者は各団体3名までとする。

イ ヒアリングは、1企画提案あたり、25分（企画提案書に基づくプレゼンテーション15分、質疑応答10分）を想定し、順次個別に行うものとする。

(4) その他

ア 提案者の数によっては、一次審査（書類選考）を行う場合がある。

イ 評価の結果は、提案者全員に文書により通知する。

ウ 提案者が一者となった場合、別途定める最低基準点を超えた場合のみ契約候補者として選定する。

エ 実施委員会による採点が同点の場合、委員全員の協議により契約候補者を選定する。

11 契約

契約については、選定された契約候補者と実施主体の間で詳細を交渉のうえ、締結するものとする。ただし、この交渉の中で、企画提案内容の一部を変更することがある。また、契約候補者が「7 参加資格」のいずれかに該当しないこととなった場合や契約候補者との交渉が不調に終わった場合は、実施委員会において次点とされた団体と交渉する場合がある。なお、契約は実施主体と締結するものとし、その手続きは、札幌市契約規則を適用する。

12 契約後の支払方法

支払については、業務完了の検査終了後（委託業務終了後）とする。

13 参加資格の喪失

本プロポーザルにおいて、企画提案者が参加資格を有することを確認したときから審査が確定するまで（契約候補者にあつては契約を締結するまで）の間に、次

のいずれかに該当したときは、提出された企画提案に関する評価は行わず、又は、契約候補者としての選定を取り消すこととなる。

- (1) 参加資格を満たしていないことが判明し、又は、満たさないこととなったとき。
- (2) 提案書類に重大な不備や虚偽の記載をしたことが判明したとき。
- (3) 不正な利益を図る目的で実施委員会の委員等と接触し、又は、利害関係を有することとなったとき。

14 失格事項

以下のいずれかに該当したものは失格とする。

- (1) 提出書類の提出期間、提出場所、提出方法、記載方法等が、本実施要領及び各様式にて定めた内容に適合しなかった者。
- (2) 審査の公平性を害する行為をおこなった者。
- (3) その他、本実施要領等に定める手続き、方法等を順守しない者。

15 参加資格等についての申立て

本プロポーザルにおいて参加資格を満たさない又は満たさないこととなった等の通知を受けた日の翌日から起算して10日（札幌市の休日を定める条例で規定する休日を除く。）以内にその理由等について書面により求めることができる。

16 評価についての申立て

企画提案者は自らの評価に疑義があるときは、選定結果に係る通知を受けた日の翌日から起算して3日（札幌市の休日を定める条例で規定する休日を除く。）以内に、自らの評価について書面により疑義の申し立てを行うことができる。

17 企画提案の著作権等に関する事項

- (1) 企画提案の著作権は各提案者に帰属する。なお、提出された企画提案は非公開とする。
- (2) 実施委員会が本件プロポーザルの実施に必要と認めるときは、企画提案を実施委員会が利用（必要な改編を含む）することを許諾するものとする。この場合は、あらかじめ提案者に通知するものとする。
- (3) 提案者は、実施委員会に対し、提案者が企画提案を創作したこと、及び、第三者の著作権、著作者人格権及びその他特許権、商標権を含むいかなる知的財産権を侵害するものではないことを保証するものとする。
- (4) 企画提案の利用について、第三者から権利侵害の訴えその他の紛争が生じた時は、提案者は、自己の費用及び責任においてこれを解決するものとし、かつ、委託者に何らかの損害を与えたときは、その損害を賠償するものとする。

18 関連資料等

- (1) 札幌M I C E 総合戦略（2015～2019）
<http://www.city.sapporo.jp/keizai/kanko/mice/senryaku.html>
- (2) M I C E 施設整備調査検討業務報告書（平成28年3月）
- (3) 札幌新M I C E 施設整備基礎検討業務報告書（平成29年3月）
- (4) （仮称）新M I C E 施設整備基本計画（平成30年5月策定予定）
<http://www.city.sapporo.jp/keizai/kanko/miceshisetsu.html>

19 その他留意事項

- (1) 企画提案に係る一切の経費については提案者の負担とする。
- (2) 提出後の差替え、変更、再提出及び追加を認めない。
- (3) 本市が提出した資料は、本市の了解なく公表、使用することができない。

【担 当】

札幌市経済観光局観光・MICE推進部観光・MICE推進課 三好・山田

住 所 〒060-8611 札幌市中央区北1条西2丁目 札幌市役所15階

電 話 011-211-2376 F A X 011-218-5129

メール kanko@city.sapporo.jp